

令和7年度 横山第二小学校の体罰防止に向けた取組

◆横山第二小学校では、体罰防止のために、以下のことに取り組んでいます。

- 1 全教職員で、サービスの根本基準及び職務上の義務や禁止事項についての研修を行う。
- 2 毎月末に、教職員自身が1か月を振り返り「体罰防止セルフチェック」を行い、「体罰防止セルフチェックシート」を管理職に提出する。
- 3 生活指導部を中心として、体罰防止の標語を作成し、職員室に掲示する。

◆横山第二小学校では、体罰について以下のように考えます。

教職員のサービスの厳正については、随時鋭意取り組んでいるところである。体罰防止等サービスの厳正の保持は、教育公務員として、児童、保護者からの信頼や学校への信用を損なうことのないように最大限考慮すべきものであり、公教育に携わる者一人一人が服務規律を保持し、市民からの期待に応えていかなければならないと考えている。

中でも、体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止された違法行為、暴力行為であり、いかなる理由からでも正当化することはできないものである。

感情の高ぶりに任せ、教育的指導の名のもとに体罰、不適切な指導等を行うことは、自己の未熟さの露呈であることを全教職員で随時再確認し、体罰の根絶に向けて断固たる決意で取り組む覚悟である。

今後も、体罰防止のための取組を着実に遂行し、体罰を許さない横山第二小学校の教職員集団として、児童の教育に全身全霊をもって取り組んでいく。